職員の業務負担軽減に関する項目

小中学校の養護教諭の配置については、小学校851名以上、中学校801名以上の児童生徒が在籍する学校に複数配置を行っているところ。

心身の健康を害している児童生徒に対してその回復のための特別の指導が行われる場合にあっては、児童生徒数の多寡に関わらず、児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配として、養護教諭を複数配置しているところ。

教職員定数については、府の財政状況が厳しいことから、府単独加配を廃止した。そこで、学校教育の充実・発展と、教育課題に的確に対応するため、国の措置する定数を最大限に確保し、各学校の課題の状況とその取り組みに応じて、重点的な教職員の配置を行っているところ。

府教委としては、これまでも、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、国に対しては定数改善を強く要望してきたところ。

養護教諭の採用にあたっては、将来の定数動向や財政状況等を踏まえつつ、計画的に新規採用者を確保していく。

今後とも、養護教諭定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

職員の業務負担軽減に関する項目

心身の健康への適切な対応を行うための養護教諭の加配については、市町村からの調書及びヒアリングを踏まえ、いじめや不登校、自傷行為、暴力行為、性に関する問題行動等、また、慢性疾患や障がい等により、心身のケアが必要な生徒が多く在籍する学校、保健室登校や保健室の来室状況等から課題が多く緊急に加配が必要な学校、加えて加配により、生徒の心身の健康に対する総合的、かつ積極的な取組みが期待できる学校であるかどうかを総合的に判断し、配置校を決定している。

職員の業務負担軽減に関する項目

　再任用については、本人の希望時間数を尊重し行なっているところ。

適正な定数管理に努め、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいく。

職員の健康管理に関する項目

学校における休憩時間については、条例等に基づき付与しているところであり、学校職場の実態も踏まえ、適切に運用されていると認識している。

なお、休憩時間の適切な運用については、「休憩時間を取得しやすい環境づくりに努めるよう指導すること。また、校長は休憩時間を明示し当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応を取るよう指導すること。」として市町村教育委員会に対し指導・助言しているところ。

職員の業務負担軽減に関する項目

学校における働き方改革を進める観点から、令和２年８月より、長期休業期間中における代替教員等の措置につきましても、適切に対処しているところ。

代替教員の確保については、府教育庁として講師登録制度を設けるとともに、府や市町村の関係施設等での講師募集ポスターの掲示やチラシの配付、インターネット媒体を活用したPRに加え、教員養成課程を有する大学に対する学生への周知の依頼や大学に出向いて登録の受付、講師登録説明会の開催、教員採用選考テスト会場でのＰＲなど行っているところ。

今後とも府立学校長や市町村教育委員会と連携し、必要な人材の確保に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

学校保健安全法第二十三条において、学校には、学校医を置くものとし、また、第２項にて、大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとなっている。

学校医については、各学校の実情に合わせて、学校の設置者により、配置されているものと認識している。

職員の業務負担軽減に関する項目

心臓・腎臓疾患等を持つ児童・生徒等に対して、適切な指導を行い、病状の悪化や心臓突然死などを可能な限り、未然に防ぐ目的があり、そのためには、学校生活管理区分に従った指導を行う等、適切な事後措置が必要。

このため、学校においては、保護者から学校生活管理指導票を提出していただき、適切な対応を行うこととしている。

職員の業務負担軽減に関する項目

熱中症の予防については、気象庁が発表する情報や「環境省熱中症予防情報サイト」のWBGT（暑さ指数）などの情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施するよう、市町村教育委員会を通じて、各学校に通知しているところ。

今夏、府内の中学校・高等学校において、体育祭等の活動中に複数の生徒が熱中症様症状のため救急搬送される事象が発生したことから、体育祭等における対策を例示し、市町村教育委員会に対して、各学校の実情に合わせて対策等を検討するようお願いした。

引き続き、学校において必要となる熱中症対策について情報提供を行っていきたい。

職員の業務負担軽減に関する項目

児童生徒の健康状況や学校の実情に応じ、特定の教職員の負担にならないよう、教職員相互の共通理解のもと、適切に対処することが望ましいと考えいる。

また、より柔軟な勤務時間管理を可能とするため、令和４年４月から、いわゆる超勤４項目の区分にあたる業務について、勤務時間の割振りを可能とする１ヶ月単位の変形労働時間制の適用範囲の拡大を行ったところ。

職員の業務負担軽減に関する項目

ご要望の趣旨については、児童生徒の健康状況や学校の実情に応じ、特定の教職員の負担にならないよう、教職員相互の共通理解のもと、適切に対処することが望ましいと考えている。

職員の業務負担軽減に関する項目

食物アレルギーについては、平成28年度、専門医師のほか、学校長や担任、養護教諭、栄養教諭等の学校関係者による「学校における食物アレルギー対策ガイドライン」作成委員会を立ち上げ、現場の意見や実態を反映したガイドラインを作成した。

この度、令和４年３月に「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン≪令和元年度改訂≫」（令和２年３月 公益財団法人日本学校保健会）が発行されたことを受け、大阪府医師会の協力を得て、本ガイドラインを改訂し、府立学校及び市町村教育委員会に対し、周知したところ。

アレルギー対応は校長・准校長を責任者として学校全体で取り組む必要があることから、主管課長会議や学校給食衛生管理・食育研究協議会などの機会を通じて改訂したガイドラインの周知を行っている。

なお、栄養教諭の定数改善については、これまでも様々な機会を通じて国に要望をしてきたところであるが、引き続き要望してまいりたいと考えている。

職員の業務負担軽減に関する項目

アレルギー疾患の児童・生徒に対する取組みを進めるためには、個々の児童・生徒について症状等の特徴を正しく把握することが必要。

このため、学校においては、保護者から学校生活管理指導票を提出していただき、アレルギー対応を行うこととしている。

職員の業務負担軽減に関する項目

市町村における手続きについては、市町村それぞれの実情に合わせて、行われているものと認識している。

職員の健康管理に関する項目

学校における新型コロナウイルス感染症の現状や分析については、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や通知等により示されており、市町村教育委員会を通じて、通知をしているところ。

　また、令和４年度に発出した通知においても、感染状況を踏まえた対策を実施していただくよう、市町村教育委員会を通じて、お願いしている。今後も、必要に応じ、情報提供を行っていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

新型コロナウイルス感染症予防対策については、令和２年５月26日に府のマニュアル（「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル　～学校の教育活動を再開するにあたって～」、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校の教育活動を再開するにあたって～」（市町村立学校園版））を作成し通知するとともに、適宜改訂を行っているが、作成・改訂にあたっては、府に対策本部に関わる専門家からの意見もいただいてきたところ。

また、他の感染症についても、例えば、結核に関しては大阪府立学校結核対策審議会において、専門医等の意見を踏まえ、「学校における結核患者発生時の対応について」を作成し、府立学校及び市町村教育委員会へ情報提供を行っているところ。

今後も、感染症対策に関しては国からの通知等とともに、必要に応じ、専門家からの意見を踏まえ、通知・情報提供等を行っていきたい。

職員の業務負担軽減に関する項目

　　学校保健安全法において、市町村教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならないとなっている。

　各市町村教育委員会において、適切に対応されるよう、指導・助言していく。

職員の健康管理に関する項目

　感染症の予防接種については、法に基づき各市町村の担当部局が実施している。

　なお、府立学校教職員の健康診断では、学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づく法定項目以外に、養護教諭及び支援学校教職員等のうち希望者を対象としたB型肝炎の抗体検査及びワクチン接種を実施する等、受診項目を充実してきた。

　また、市町村立学校職員の健康管理をはじめとする安全衛生管理に関する事項は、設置者である市町村教育委員会が所管している。

　今後とも、教職員の健康管理に取り組んでいく。